



福岡県医発第 478号(地)
平成22年 5月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

平成22年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

医療の質の評価・公表等推進事業は、国民の関心の高い特定の医療分野において、医療の質の評価・公表等を実施し、その分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び情報の公表を推進することを目的としています。

本事業の実施並びに本事業申請受付について別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本事業の申請に関する諸条件等につきましては、厚生労働省医政局総務課長通知平成22年5月14付け医政総発0514第1号「平成22年度医療の質の評価委・公表等推進事業の申請受付について」の別紙「申請に関する諸条件等」をご参照願います。

小郡三井医師会より

広報担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽



(地 I 237)

平成 22 年 3 月 31 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



医療の質の評価・公表等推進事業の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、医療の質の評価・公表等推進事業の実施についての通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

同事業は、国民の関心の高い特定の医療分野において、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的としています。実施主体は、25病院程度の臨床データの収集や医療の質の評価・公表等に係る問題点の分析等に取り組む2団体と聞いております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお後日、申請受付に係る諸条件等につきましては、厚生労働省より示されることですので、その際、改めて通知いたしますことを申し添えます。



平成22年3月24日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療の質の評価・公表等推進事業の実施について

今般、別添のとおり「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」を定め都道府県宛てに通知するとともに、国民の関心の高い医療分野における、医療の質の評価・公表等に係る取り組みを推進することいたしましたので、御了知の上、傘下会員及び傘下機関等に対する御周知方よろしくお願い致します。

なお、申請受付に係る諸条件等については、後日、厚生労働省よりお示しいたします。

<連絡先>

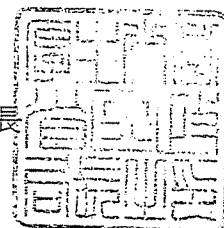
厚生労働省医政局総務課 高橋

TEL : 03-5253-1111 (内線 2522)

医政発 0324 第 22 号
平成 22 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



医療の質の評価・公表等推進事業の実施について

医療技術の高度化に伴い、ガイドラインや根拠に基づく医療（EBM）など、質を測定・評価する考え方が発達し、また、患者や国民の意識の変化から、医療の質への関心が高まり、医療の質の向上及び質の情報の公表が求められている。

このため、今般、別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」を定め、国民の関心の高い医療分野における、医療の質の評価・公表等に係る取り組みを推進することとしたので、御了知の上、貴管下関係機関等への周知等について御協力願いたい。

(別 添)

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 補助対象

- (1) 厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組む者とする。
- (2) 本事業の補助対象は、専門家等の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを選定するものとする。

4 事業内容

- (1) 特定の医療分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。
- (2) 関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行い、ホームページ等を通じて国民に対して公表する。
- (3) 臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析・改善策の検討を行う。
- (4) 本事業終了後は、上記(1)及び(2)の実施状況及び実施時に生じた問題点、並びに(3)の分析・改善策の検討結果を整理し、厚生労働省に報告するものとする。

また、本事業終了後においても、上記取り組みを継続するものとする。



(地 I 30)

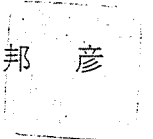
平成 22 年 5 月 19 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 22 年度に創設されました厚生労働省「医療の質の評価・公表等推進事業」につきましては、平成 22 年 3 月 31 日付（地 I 237）の文書をもって、貴会に通知申し上げたところであります。

今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、本事業の申請受付について通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

同通知では、「申請に関する諸条件等」として、25 以上の病院で構成される団体であること等の申請資格、本事業で実施すべき事業内容などが定められております。また、応募申請書等の提出期限は 6 月 4 日（金）とされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



平成22年5月14日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

平成22年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

今般、別添のとおり、別紙の「申請に関する諸条件等」を定め申請を受け付けることとし都道府県宛てに通知いたしましたので、御了知の上、傘下会員及び傘下機関等に対する御周知方よろしくお願い致します。

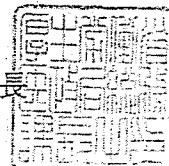


医政総発 0514 第 1 号

平成 22 年 5 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業については、「医療の質の評価・公表等推進事業の実施について」（平成 22 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 22 号厚生労働省医政局長通知）により実施することとしている。

事業の執行にあたって、別紙の「申請に関する諸条件等」を定め申請を受け付けることとしたので、御了知のうえ、貴管下関係機関等への周知等につき御協力願いたい。

なお、参考として上記通知の写を添付することとする。

(別紙) 申請に関する諸条件等

1. 申請資格

臨床指標を選定し、本事業に協力する病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行うための体制を整備する団体であって、次の(1)から(5)に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる者が開設する病院により構成される団体であること。また、25以上の病院により構成される団体であること。

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

- (2) 事業を円滑に実施するための事務局機能を有すること。

- (3) 次に掲げる事業の実施が可能であること。

ア. 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

イ. 臨床指標の選定

ウ. 団体に所属する病院のうち25以上の本事業に協力する病院(以下「協力病院」)の選定及びイ. で選定した指標について、各協力病院の臨床データの収集・分析

エ. ウ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価

オ. エ. で評価した各協力病院の数値の公表

カ. 臨床指標評価検討委員会の設置及び当該委員会における評価や公表に係る問題点の分析、改善策の検討

キ. 国への実績報告及び事業報告

- (4) 本事業終了までに、上記取組みを自ら継続できる体制を整備する具体策を有する

こと。また、本事業終了後においても、上記取組みを継続すること。

(5) 医療の質の評価・公表の推進に係る国の施策及び指導に協力すること。

2. 本事業で実施すべき事業内容

臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等行うために必要な事項として、(1) から (6) までに掲げる事項を行うこととする。

(1) 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

(2) 臨床指標を用いた医療の質の評価を行うためのア. からウ. までに掲げる事項

ア. 以下の点に留意した臨床指標の選定

(ア) 10以上の臨床指標を選定すること。なお、選定する指標は全てプロセス指標又はアウトカム指標とし、患者満足度に関する指標以外のアウトカム指標を2以上含むこと。

(イ) 以下の例を参考に、患者満足度に関するアウトカム指標を含むこと

<例>

○ 患者満足度

- ・ 分子： 「この病院に満足している」と回答した患者数
- ・ 分母： 患者アンケートに回答した患者数

(ウ) 以下の例を参考に、例えば医療安全、手術等の病院全体に関する指標を含むこと

<例>

○ 入院患者の転倒・転落発生率

- ・ 分子： 1カ月間の転倒・転落件数
- ・ 分母： 1カ月間の入院患者延数

○ 褥瘡発生率

- ・ 分子： 1 カ月間の新規褥瘡発生患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の入院患者延数

○ 死亡退院患者率

- ・ 分子： 1 カ月間の死亡退院患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の退院患者数

○ 入院中の緊急再手術率

- ・ 分子： 1 カ月間の同一入院回で 2 回目以降の手術が緊急手術を含む患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の入院手術患者数

○ 退院後 6 週間以内緊急再入院率

- ・ 分子： 退院後 6 週間以内の緊急入院患者数
- ・ 分母： 退院患者数

○ 手術開始前 1 時間以内の予防的抗菌薬投与率

- ・ 分子： 1 カ月間の外科手術患者で手術執刀開始前 1 時間以内に予防的抗菌薬を投与された患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の予定手術施行患者数

(エ) 以下の例を参考に、(イ) 及び (ウ) 以外の指標については、病院全体ではなく各疾患に関する指標を含んでも差し支えないこと。

<例>

○ 糖尿病の患者の血糖コントロール

- ・ 分子： HbA1C の最終値が <7.0% の患者数
- ・ 分母： インスリン製剤または経口血糖降下薬を処方されている患者数

○ 急性心筋梗塞の患者に対する入院後 24 時間以内のアスピリン投与

- ・ 分子： 入院後 24 時間以内にアスピリンを投与された患者数

- ・ 分母： 1 カ月間の急性心筋梗塞による入院患者数

イ. ア. で選定した指標について、平成 22 年 7 月以降の各協力病院の臨床データの収集・分析。なお、臨床データの収集期間（例：1 ヶ月ごと、3 ヶ月ごと等）については各指標の特性を考慮して設定することで差し支えないこと。

ウ. イ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価

(3) 各協力病院間の連絡・調整

(4) (2) ウ. で評価した各協力病院の数値の公表。なお、公表にあたっては以下の点に留意すること。

ア. 評価したものについては逐次速やかに公表すること。

イ. 各協力病院ごとに個別に公表するのではなく、団体事務局においてまとめて団体ホームページ等のインターネット上に掲載すること。

ウ. (2) ウ. で評価した指標のうち、少なくとも 5 以上の指標については、各協力病院ごとの数値を公表すること。また、特段の問題がない限り全ての指標についても各協力病院ごとの数値を公表すること。

エ. 各協力病院ごとの数値を公表しない指標については、少なくとも各協力病院の平均値を公表し、ベンチマーク（平均値と各協力病院の数値を比較）を行うこと。

オ. 公表に係る社会的影響に配慮し、臨床指標の選定にあたって患者の重症度等の考慮が必要な場合等には留意事項として適宜掲載すること。

カ. アウトカム指標の数値等、医療法において広告可能とされていない事項について広告してはならないこと。

(5) 臨床指標評価検討委員会の設置。なお、本委員会の構成員には外部委員を含むことが望ましいこと。また、本委員会においては、評価や公表に係る問題点の分析、

改善策の検討を行うこと。

(6) 国への実績報告及び事業報告。なお、事業報告にあたっては以下の点に留意すること。

ア. (2) イ. における各協力病院の臨床データを収集するにあたり、DPCデータ、電子カルテ等の利用等その具体的な方法について記載すること。なお、電子媒体を利用しない場合であっても、収集方法に関する特段の工夫等があれば記載すること。

イ. (4) エ. において各協力病院ごとの数値を公表しない指標については、その理由を分析・検討し、その結果を記載すること。

3. 国庫補助等について

(1) 当該事業にかかる経費について、国は予算の範囲内で、平成22年7月1日から平成23年3月31日までに当該取り組みに要した経費と基準額(29,722,000円)とを比較して少ない額の1/2相当の金額を補助するものとする。

(2) 補助金の交付の時期については、原則、当該年度の事業完了後(平成23年3月31日以降)の精算払いとする。

4. 提出書類

厚生労働省のホームページに掲載している応募申請書(様式1)及び事業計画書(様式2)をダウンロードのうえ、利用すること。

なお、申請にあたっては以下の事項を守ること。

(1) 本事業は団体における体制整備を目的としていることから、申請者は団体の長とすること。

(2) 提出書類は全て縦長横綴じ、A4版とし、正確を期すため、ワープロ等判読できるもので作成、記入すること。

なお、様式2を補足する資料の添付は妨げないが、A4版用紙10枚以内とすること。カラーで作成することは差し支えないが、審査等の際には白黒コピーで対応することがあること。

(3) 提出書類については、2部（正本1部、副本1部）提出すること。

なお、様式2については、ページ番号を中央下に打ち、片面印刷（両面印刷及び両面コピーは不可）とし、左肩をクリップ留め（ホチキスでは留めない）にすること。

(4) 提出書類は簡易書留により、提出期限までに必着するよう余裕をもって、郵送すること。応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成22年度医療の質の評価・公表等推進事業応募書類」と明記すること。

ただし、書類の量が多い等やむを得ない場合は、宅配便又は直接持ち込み（受付時間は、午前10時～午後5時までの時間帯とし、土・日・祝日の受付は行わない。）による提出でも差し支えないこと。

なお、FAX、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は認められない。

(5) 以下の点に留意すること。

ア. 提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこと。

イ. 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めないこと。

ウ. 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあること。

エ. 提出書類については返却しないこと。なお、提出書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、申請内容について、正当な理由なく、他者に漏洩することはない。

5. 提出先

厚生労働省医政局総務課へ提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 担当：新美

電 話 03-5253-1111（内線 2521）

6. 提出期限

平成 22 年 6 月 4 日（金） 午後 5 時 必着

7. 選定方法

（1）選定の概要

本事業における補助対象は、提出書類をもとに専門家等の意見をふまえ、必要に応じて適宜ヒアリング等を実施することにより、厚生労働大臣が適当と認めるものを選定する。

（2）審査にあたって会議で評価する事項

申請された団体は、次の観点から、総合的に評価する。

ア. 医療の質の評価・公表の推進への貢献度

体制整備の計画から、本事業における整備により、医療の質の評価・公表の実施等が推進されることが期待できるか。

イ. 申請団体の実施体制、実績、計画遂行能力

申請団体において本事業による整備を推進する実施体制、これまでの実績等から、必要な人材確保を含めた整備計画の遂行が可能であるか。また、本事業終了後も団体自ら医療の質の評価・公表を推進する取組みを継続していくことが可能な具体策を有しているか。

（3）選定結果の通知

選定結果については、申請のあった団体へ個別に連絡する。

8. 選定スケジュール

選定は次のとおり予定している。

平成 22 年 6 月下旬 選定、結果通知

9. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課（担当：新美（予算関係）、高橋（技術関係））

電 話 03-5253-1111（内線 2521、2522）

問い合わせ受付時間等 平日 午前10時～12時、午後1時～5時

平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業 応募申請書

平成____年____月____日

厚生労働大臣 殿

申請団体名 _____

所在地 〒 _____

申請者（団体の長）名 _____ 印

平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業による、医療の質の評価・公表を行うための体制の整備を実施したいので、別紙書類を添えて応募します。

平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業計画書

団体名 _____

1. 申請者

(フリガナ)	
①氏名 (団体の長)	
②事務局所在地	〒
③事務局担当者 氏名 連絡先 TEL・FAX ・E-mail	

2. 申請団体の実施体制、実績

①申請団体の概要 (100字程度)			
②協力病院について			
ア) 協力病院の名称	イ) 開設者 ウ) 所在地	エ) 病床数 オ) 診療科数	カ) 平均在院日数 キ) その他
1.			日 (特・地・臨・評)
2.			日 (特・地・臨・評)
3.			日 (特・地・臨・評)
4.			日 (特・地・臨・評)
5.			日 (特・地・臨・評)
6.			日 (特・地・臨・評)
7.			日 (特・地・臨・評)
8.			日 (特・地・臨・評)
9.			日 (特・地・臨・評)

10.			日 (特・地・臨・評)
11.			日 (特・地・臨・評)
12.			日 (特・地・臨・評)
13.			日 (特・地・臨・評)
14.			日 (特・地・臨・評)
15.			日 (特・地・臨・評)
16.			日 (特・地・臨・評)
17.			日 (特・地・臨・評)
18.			日 (特・地・臨・評)
19.			日 (特・地・臨・評)
20.			日 (特・地・臨・評)
21.			日 (特・地・臨・評)
22.			日 (特・地・臨・評)
23.			日 (特・地・臨・評)
24.			日 (特・地・臨・評)
25.			日 (特・地・臨・評)

③ 臨床指標を用いた医療の質の評価・公表の実績（800字程度）

3. 本事業における体制整備の計画及び整備による効果

① 整備の目的（200字程度）

② 整備計画

ア) 計画の概要（200字程度）

イ) 必要な人材の確保 (200字程度)

ウ) 選定・評価・公表する臨床指標

i 選定・評価する臨床指標の合計数 _____ 指標

ii 患者満足度に関するアウトカム指標(「申請に関する諸条件等」 2.(2)ア.(イ)関係)

指標	分子／分母 収集期間 調整方法	公表方法	
		各病院	平均値
	分子： 分母： 収集期間 調整方法		

iii 病院全体に関する指標(「申請に関する諸条件等」 2.(2)ア.(ウ)関係)

指標	分子／分母 収集期間 調整方法	公表方法	
		各病院	平均値
1. (7°ロセス・アウトカム)	分子： 分母： 収集期間 調整方法		
2. (7°ロセス・アウトカム)	分子： 分母： 収集期間 調整方法		
3. (7°ロセス・アウトカム)	分子： 分母： 収集期間 調整方法		
4. (7°ロセス・アウトカム)	分子： 分母： 収集期間 調整方法		

5.	(フ°ロセス・アウトカム)	分子： 分母： 収集期間 調整方法		

iv 上記 ii 及び iii 以外の指標（「申請に関する諸条件等」 2.(2)ア.(エ)関係）

指標	分子／分母 収集期間 調整方法	公表方法	
		各病院	平均値
1.	(フ°ロセス・アウトカム) 分子： 分母： 収集期間 調整方法		
2.	(フ°ロセス・アウトカム) 分子： 分母： 収集期間 調整方法		
3.	(フ°ロセス・アウトカム) 分子： 分母： 収集期間 調整方法		
4.	(フ°ロセス・アウトカム) 分子： 分母： 収集期間 調整方法		
5.	(フ°ロセス・アウトカム) 分子： 分母： 収集期間 調整方法		

エ) 臨床指標評価委員会

i 構成員

外部委員の有無（有・無）

外部委員の所属・役職 _____

ii 概要（開催頻度（予定）及び検討事項等）（200字程度）

③ 本事業実施後の期待される効果（400字程度）

4. 本事業終了後も医療の質の評価・公表の取組みを継続する具体策

団体としての体制維持の方針を明確にすること（400字程度）

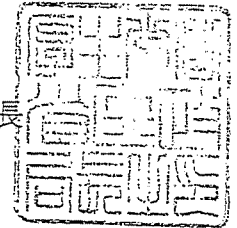
(記入上の留意事項について)

- ・ 「1. 申請者」の「③事務局担当者」の欄には、本事業の事務局機能を担う者の氏名、連絡先を記載すること。
- ・ 「2. 申請団体の実施体制、実績」の「②協力病院」について
 - ア) 欄には、協力病院となる25病院を全て記載すること。25病院を超える場合は26以降の欄を追加して記載するか、協力病院一覧を別に添付すること。
 - エ) 欄には、一般病床以外も含めた病床数の合計を記載すること。
 - オ) 欄には、病院の標榜する診療科数を記載すること。
 - カ) 欄には、以下の計算式により計算した前年度の平均在院日数を記載すること。
$$\text{平均在院日数} = \text{在院患者延数} / \{ (\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) / 2 \}$$
 - キ) 欄には、以下に該当する場合はそれぞれの印に○を付すこと。
 - 特：医療法に規定する特定機能病院
 - 地：医療法に規定する地域医療支援病院
 - 臨：医師法に規定する臨床研修指定病院
 - 評：財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた病院
- ・ 「2. 申請団体の実施体制、実績」の「③臨床指標を用いた医療の質の評価・公表の実績」の欄には、過去に実施した代表的な医療の質の評価・公表の取組みの概要（選定した臨床指標、取組に係る実施体制、参加病院、その他）を記載すること。
- ・ 「3. 本事業における体制整備の計画及び整備による効果」の「②整備計画」イ) 欄には、業務を実施するために確保した人材に関すること（職種・人数等）及び配置先（団体事務局又は協力病院における配属部署等）を記載すること。
- ・ 「3. 本事業における体制整備の計画及び整備による効果」の「②整備計画」ウ) 欄について
 - i) には、選定・評価・公表する臨床指標の合計数を記載すること。
 - ii) ～iv) については以下のとおりとすること。なお、ii) ～iv) については、選定する指標の数に応じて、適宜、欄を追加すること。
 - 「指標」欄：具体的な臨床指標を記載し、各指標について、それぞれプロセス指標又はアウトカム指標のいずれか該当する欄に○を付すこと。
 - 「分子／分母 収集期間 調整方法」欄：「分子」「分母」として、それぞれの指標を測定する際の分母・分子を記載すること。「収集期間」として、当該指標について、臨床データを収集する期間（平成22年〇月～平成23年〇月まで）及び収集単位（〇ヶ月ごと）を記載すること。
 - また、「調整方法」については必ずしも記載する必要はないが、指標を測定するにあたり患者の重症度の調整等の特段の工夫を行っている場合はその内容を記載すること。
 - 「公表方法」欄：各協力病院ごとの数値の公表又は平均値の公表のいずれか該当する欄に○を付すこと。
- ・ 「3. 本事業における体制整備の計画及び整備による効果」の「②整備計画」エ) 欄には、臨床指標評価検討委員会の構成員、委員会の開催頻度（予定）、委員会における検討事項等の概要を記載すること。なお、構成員については、外部委員の有無及び外部委員の所属・役職等も記載すること。
- ・ 「3. 本事業における体制整備の計画及び整備による効果」の「③本事業実施後の期待される効果」の欄には、補助によって直接得られる成果及び期待される社会的成果について記載すること。なお、以下の2点を含むこと。
 - i) 各協力病院から収集した臨床データに係る本事業以外における活用方法
 - ii) 患者・国民に対する医療の質に関する意識の変化等の影響
- ・ 「4. 本事業終了後も医療の質の評価・公表の取組みを継続する具体策」の欄には、本事業により構築した体制を継続するための資金確保の方法についても記載すること。

医政発 0324 第 22 号
平成 22 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



医療の質の評価・公表等推進事業の実施について

医療技術の高度化に伴い、ガイドラインや根拠に基づく医療（EBM）など、質を測定・評価する考え方が発達し、また、患者や国民の意識の変化から、医療の質への関心が高まり、医療の質の向上及び質の情報の公表が求められている。

このため、今般、別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」を定め、国民の関心の高い医療分野における、医療の質の評価・公表等に係る取り組みを推進することとしたので、御了知の上、貴管下関係機関等への周知等について御協力願いたい。

(別 添)

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 補助対象

- (1) 厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組む者とする。
- (2) 本事業の補助対象は、専門家等の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを選定するものとする。

4 事業内容

- (1) 特定の医療分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。
- (2) 関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行い、ホームページ等を通じて国民に対して公表する。
- (3) 臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析・改善策の検討を行う。
- (4) 本事業終了後は、上記(1)及び(2)の実施状況及び実施時に生じた問題点、並びに(3)の分析・改善策の検討結果を整理し、厚生労働省に報告するものとする。

また、本事業終了後においても、上記取り組みを継続するものとする。